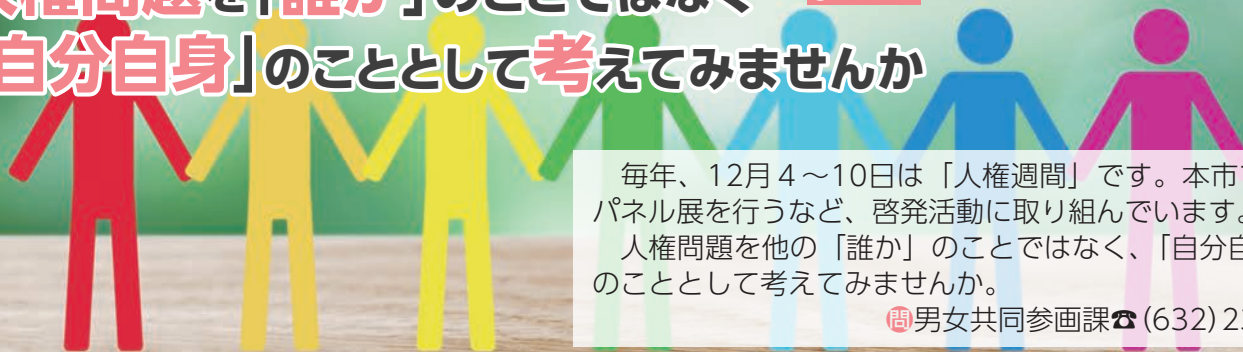


12月4～10日は人権週間

人権問題を「誰か」のことではなく「自分自身」のこととして考えてみませんか

ID 1009505



毎年、12月4～10日は「人権週間」です。本市ではパネル展を行うなど、啓発活動に取り組んでいます。人権問題を他の「誰か」のことではなく、「自分自身」のこととして考えてみませんか。

男女共同参画課 ☎(632) 2346

多岐にわたるさまざまな人権問題

昨今、問題となっているインターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような発信は、後を絶ちません。また、いじめや児童虐待、感染症、障がいなどを理由とする偏見や差別、家庭や職場における男女差別など、さまざまな人権問題が依然として存在しています。さらに、性的マイノリティへの偏見や差別、職場での不適切な対応など、課題は尽きません。

「誰か」のことじゃない

人権週間では、「誰かのことじゃない。」のスローガンを重点目標として、人権啓発活動を幅広く行います。人権問題を解決するには、互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持つことが大切です。この機会に、他人の人権に配慮することの大切さについて考えてみましょう。



市役所1階市民ホールで人権週間パネル展
 ▼期間 12月4～7日。
 ▼内容 人権に関するパネルの展示や啓発物品の配布。

悩まずに相談してください

人権擁護委員(*)は、人権相談を受ける他、小中学生に向けた人権講話や啓発活動を行っています。差別やいじめなど、「人権侵害ではないか」と思ったら、ひとりで悩まずにご相談ください(下の表参照)。



人権相談窓口

相談名	日時	申込	問い合わせ先
人権よろず相談 詳しくは、48ページをご覧ください	原則、毎月第2水曜日 午前10時～正午と午後1時～3時	男女共同参画課 ☎(632) 2346	
人権相談	平日(年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分	直接または電話で、宇都宮地方法務局(小幡2丁目)「みんなの人権110番」 ☎0570(003)110(ナビダイヤル)へ	宇都宮地方法務局人権擁護課 ☎028(623)0925
女性の人権ホットライン		☎0570(070)810(ナビダイヤル)	
こどもの人権110番		☎0120(007)110(フリーダイヤル)	
外国人権相談ダイヤル ▼対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語	平日(年末年始を除く) 9:00～17:00	☎0570(090)911(ナビダイヤル)	

1 ※ 人権擁護委員法に基づき、市区町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。全国に1万4,000人おり、本市では25人の委員の皆さんが人権相談を受けたり、人権の考え方を広めるなど、積極的な人権擁護活動を行っています。